

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令  
の一部を改正する政令案要綱

- 1 外国貿易船の入出港の簡易手続等を電子情報処理組織を使用して行うことができることとする。（別表関係）
- 2 この政令は、平成16年3月29日から施行することとする。